

平成29年度

第14回大分県教育委員会 議事録

日 時 平成29年10月24日 (火)
開会13時35分 閉会15時05分

場 所 教育委員室

平成 2 9 年度
第 1 4 回大分県教育委員会

【議 事】

(1) 議 案

- 第 1 号議案 大分県教育実践者表彰について
- 第 2 号議案 大分県公立学校教員育成指標の策定について
- 第 3 号議案 平成 3 0 年度大分県公立学校教職員定期人事異動方針等
について
- 第 4 号議案 教職員の懲戒処分について

(2) 報 告

- ①大分県いじめ防止基本方針の一部改定について
- ②共同運航実習船の船名等の公募について
- ③「おおいた教育の日」推進大会について

(3) その他

【内 容】

1 出席者

委 員	教育長	工 藤 利 明
	委員	林 浩 昭
	委員	岩 崎 哲 朗
	委員	松 田 順 子
	委員	首 藤 照 美
	委員	高 橋 幹 雄

欠席委員なし

事務局	理事兼教育次長	宮 迫 敏 郎
	教育次長	岩 武 茂 代
	教育次長	木 津 博 文
	参事監兼教育財務課長	森 崎 純 次
	参事監兼学校安全・安心支援課長	宗 岡 功
	参事監兼特別支援教育課長	後 藤 みゆき
	参事監兼文化課長	佐 藤 晃 洋
	教育改革・企画課長	能 見 駿一郎
	教育人事課長	法華津 敏 郎
	福利課長	中 村 均 子
	義務教育課長	米 持 武 彦
	高校教育課長	姫 野 秀 樹
	社会教育課長	阿 南 典 久
	人権・同和教育課長	樋 口 哲 司
	体育保健課長	井 上 倫 明
	屋内スポーツ施設建設推進室長	山 上 啓 輔
	教育改革・企画課主幹（総括）	下 鶴 直 哉
教育改革・企画課主査	三 浦 晃 史	

2 傍聴人

2 名

開会・点呼

(工藤教育長)

それでは、委員の出席確認をいたします。
本日は、全委員が出席です。

ただいまから平成29年度 第14回教育委員会会議を開きます。

署名委員指名

(工藤教育長)

本日の議事録の署名委員でございますが、高橋委員にお願いしたいと思っております。

会期の決定

(工藤教育長)

本日の教育委員会会議はお手元の次第のとおりです。
会議の終了は14時50分を予定しています。
よろしく申し上げます。

議 事

(工藤教育長)

はじめに、会議は原則として公開することとなっておりますが、会議を公開しないことについてお諮りします。

第1号議案、第4号議案は、人事に関する案件ですので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定により、これを公開しないことについて、委員の皆さんにお諮りいたします。

公開しないことに賛成の委員は挙手をお願いします。

(採 決)

それでは、第1号議案、第4号議案は非公開といたします。

本日の議事進行は、はじめに公開による議事を行い、次に非公開による議事を行いますので、よろしく申し上げます。

【議 案】

第2号議案 大分県公立学校教員育成指標の策定について

(工藤教育長)

それでは、第2号議案「大分県公立学校教員育成指標の策定について」提案しますので、法華津教育人事課長から説明いたします。

(法華津教育人事課長)

第2号議案「大分県公立学校教員育成指標の策定について」ご説明いたします。

教員育成指標については、提案理由にありますとおり、教育公務員特例法の一部改正に伴い策定するものです。

3ページをご覧ください。

「1. 教育公務員特例法の一部改正」の(1)校長及び教員の資質の向上に関する指標については、中ほどのスキーム図にありますとおり教育委員会と大学等とで構成する協議会での協議を経て、教育委員会で策定することとなっております。

次の4ページをご覧ください。

本年5月の教育委員会で協議をいただき、名簿にあります構成員による「大分県公立学校教員育成協議会」を立ち上げ、これまで3回の協議を経て、本日、提案いたしました「大分県公立学校教員育成指標(案)」を作成したところです。

次に、教員育成指標(案)の概要についてご説明いたします。次の5ページをご覧ください。

この指標(案)については、昨年、福岡教育大学において国の研究指定を受け、九州各県の教育委員会、教員養成大学等が参加した「九州地区教員育成指標研究協議会」が作成した「指標」モデルをベースに検討したところです。

なお、上段の※印にありますとおり、この資料にある下線部がこの「指標」モデルからの主な変更点となっております。

また、大分県公立学校教員育成指標(案)につきましては、これまで

教育委員会で策定しました「人材育成方針」や「芯の通った学校組織」の取組等を踏まえ、作成をしております。

まず、下段をご覧ください。「人材育成方針」にあります「求められる教職員像」を育成のベースとした上で、表頭にある「第0ステージ」から「第4ステージ」のキャリアステージに応じて育成を図ることとしております。

「第0ステージ（養成期）」については、大学での養成時期を、「第1ステージ（基礎形成期）」は「教諭」として採用された時期を、「第2ステージ（発展期）」は、教務主任、学年主任等の主要主任の時期を、「第3ステージ（充実・深化期）」は学校マネジメントの中核を担う主幹教諭・指導教諭等の時期を、「第4ステージ（円熟期）」は校長・教頭等の管理職、エキスパート教員としての時期を想定しており、それぞれのキャリアステージの名称については、既に策定している「人材育成方針」を踏まえて設定しております。

次に左の「表側」については、「教職としての素養」「教職の実践」の観点から「資質・能力」について整理をしており、特に「コミュニケーション能力」が重要であるとの協議会での議論を踏まえ、新たに1項目を追加しております。

また、一番下の「教職の実践」「組織としての学校を支えるマネジメント力」として、第2ステージ（発展期）以降については、現在、本県で進めております「芯の通った学校組織」を意識した取組を指標に取り入れたところ です。

さらに「自ら学び続ける」意欲や、学習指導要領を踏まえた「育成を目指す資質能力を明確にした」授業改善、高い倫理観に基づく「法令遵守」など協議会での議論を踏まえ「指標」モデルに手を加えて作成したところでもあります。

今後は法律に則り、この指標を踏まえ、30年度の教員研修計画を策定することとしております。

なお、県が教員育成指標を策定した後は、市町村立幼稚園教員の育成指標を各市町村教育委員会が策定する必要がございます。

については、資料6ページにありますとおり、教員育成指標に準じまして、幼稚園教員育成指標として整理したものを参考資料として市町村教育委員会に示してまいりたいと考えております。

説明は以上であります。

(工藤教育長)

ただいま説明のありました議案について、審議を行います。ご質問・ご意見のある方はお願いします。

(松田委員)

何点かあります。まず、5ページの指標（案）の「倫理観・法令遵守」の第3ステージ、第4ステージを見ますと、第3ステージでは、「教職員に指導助言することができる。」となっており、第4ステージでは、「教職員に指導することができる。」となっています。指導助言の方が指導より範囲が広いと思うので、第3・第4ステージの文言を入れ替えたほうがよいのではないのでしょうか。また、第4ステージについて、校長等管理職を想定しているのであれば、例えば、「教職員に模範を示すとともに指導することができる。」とすれば、第3ステージより内容が深まるのではないかと思います。

同じく5ページ指標（案）の「使命感と熱意」の第2ステージに「同僚へ助言することができる。」とありますが、「学年主任等は心情的なものや態度についても助言できる」とすると、第3ステージに繋がるのではないかと思います。また、第4ステージには、「全校的視座に立った指導をすることができる。」とありますが、全校的視座に立つといろんな先生方がいるので、指導、助言、支援まで入れた方がよいのではないかと思います。

次に、「授業展開力」の第4ステージは、「指導助言ができる。」としていますが、「模範的な態度を示した上で指導助言ができる。」としたほうがよいのではないのでしょうか。

それから、「児童生徒理解」の第1ステージと第2ステージを見比べますと、学級と学年の違い以外は同じですので、第2ステージとしては、「独自性や特性をよく理解し」という文言を入れた方がより良いと思います。

そして、「組織としての学校の理解と学校経営」の第2ステージに「学校経営や教科経営」という文言についてですが、学校経営は分かりませんが、教科経営とはどういうことを示すのか後ほど教えてください。

最後に、「家庭、地域との連携」の部分について、以前は「家庭」ではなく「保護者」と記載されていましたが、今回「家庭」に変更されていますので、この部分は良くなったと思います。

私からは以上ですが、先ほどの教科経営について、教えてください。

（米持義務教育課長）

教科経営についてですが、教科目標があり、それに基づいた年間カリキュラムがあります。それをどのように作成して、どのように進めていくかということが一つあります。また、各教科には、教科主任や教科担当がおり、役割分担を行い、指導体系を組んでおります。これら一切を指して教科経営と言っています。

（松田委員）

それは、教科運営ではないのでしょうか。

(米持義務教育課長)

本校の教科目標をどのように設定するのか、それを達成するためのカリキュラムをどのように作成して、どのように実施していくのかなどを立案していく必要があります。決まったことを進めていく場合は運営という言葉が相応しいと思いますが、立案という内容があることからすると経営という文言が適当と思います。

(松田委員)

専門的な用語として教科経営という言葉があるわけですね。

(米持義務教育課長)

はい。ございます。

(松田委員)

分かりました。ありがとうございました。

(工藤教育長)

それでは、「倫理観・法令遵守」の第3、4ステージの文言についてはどうでしょうか。

(宮迫理事兼教育次長)

指導助言は同僚に対し指導助言する、指導というのは管理職として模範も示しながら引っ張っていくということを意識しながら「指導助言」と「指導」を使い分けて記載したところです。

(松田委員)

この指標は福岡教育大学のモデルを基に作成したということですが、「支援」という言葉はどこにも入っていません。大分県では「芯の通った学校組織」の取組を行っておりますので、指標（案）の中でも大分県独自に入れられるものは入れた方がよいと思います。

(工藤教育長)

「倫理観・法令遵守」という項目に、「支援」という言葉がうまく馴染むのかという気もしますが、いかがですか。

(松田委員)

例えば、交通ルールについて、速度違反が多い場合に指導だけしていても効果が上がるのかということとそうではありません。しかし、そのような場合に模範的なことを示しながら指導するというのであれば、同じ「指

導」ということでも内容が難しくなってきますので、そうであれば第4ステージが適当だと思います。

(宮迫理事兼教育次長)

指導する際は、当然模範を示しながら指導することになりますし、そういうことができなければ、指導を行っても指導を徹底できないということが普通の感覚ではないかということで、管理職については指導ということで整理し、作成したところです。

(松田委員)

「指導助言」と「指導」では、捉え方としては「指導」のほうが上という理解でよいですか。

(宮迫理事兼教育次長)

管理職として模範を示しながら教職員を引っ張っていくという意味で「指導」と表記しています。「倫理観・法令遵守」のところですので、委員の言われるように模範を示すということは当然のことだと思います。そこの部分を具現化するかどうか、言葉として記載するかどうかということは、判断があろうかと思います。

(岩崎委員)

「九州地区教員育成指標研究協議会」で「指標」モデルを作成し、第4ステージに「指導」と表記されていますが、おそらく管理職からの指示的な意味をもつものとして指標が作られているのではないのでしょうか。また、第3ステージの「指導助言」という文言は、業務により精通している教員が同僚に対して助言するという意味合いで作られているのではないかと思います。なお、松田委員の言われるように、若干言葉足らずであるという面もあるとは思いますが。

(松田委員)

第3ステージは、同僚に対して指導支援する、第4ステージは、管理職として上から指導するというふうに解釈すればよいということですね。

(岩崎委員)

そのように推測できると思います。

(工藤教育長)

職ごとにステージを整理できない難しさがあります。

(宮迫理事兼教育次長)

エキスパート教員など管理職ではない方も含まれます。

(松田委員)

第3ステージはミドルリーダーが対象で、第4ステージは校長、教頭に加えてエキスパート教員も含まれていて、学校経営をサポートするということですね。分かりました。

(工藤教育長)

指標(案)で言及が難しい部分がございますが、今言ったようなところで整理してはどうかと思います。それから、「教育公務員の使命と責任」の第2ステージの「助言」という文言についても松田委員の意見がございましたが、ここはどうでしょうか。

(宮迫理事兼教育次長)

この部分は、分掌主任、学年主任というミドルリーダー的な存在を念頭に置いております。他の教員を引っ張っていくということになりますけど、学校は同僚性が強いという意味で助言のみになっているのではないかと思います。当然委員が言われたように若い教員に対しての指導ということも含めて「助言」としています。

(松田委員)

歳をとる度に指導できる立場になるというのがねらいということですね。

(宮迫理事兼教育次長)

そうです。

(工藤教育長)

「児童生徒理解」の部分で、先ほど松田委員が言われた独自性や特性について説明をお願いします。

(米持義務教育課長)

次期学習指導要領では、幼稚園、小学校、中学校ともに特別な配慮を要する幼児、児童、生徒への指導が非常に重視されています。そういう意味で、独自性あるいは特性について配慮することは必要なことだと思います。

(宮迫理事兼教育次長)

そういうことも含めて、「一人一人に向き合う」ということで整理し

ております。

(松田委員)

第1ステージの指標としては、一人一人と向き合うということでいいとして、第2ステージの指標としては、独自性や特性という言葉を入れた方が特別支援の考え方を入れた表現となるのではないのでしょうか。

(宮迫理事兼教育次長)

第1ステージは学級、第2ステージは学年となっており、より広い視野から子ども達の状況を見ていってほしいという意味を込めています。

学級担任であっても、学年主任であっても、一人一人の独自性なり特性を踏まえた対応を行うことが前提になっていますが、第2ステージでは、より広い視野から子ども達一人一人に向き合うことができる能力を身に付けてほしいという意味で整理していると捉えています。

(松田委員)

「コミュニケーション能力」のところは、第1ステージと第2ステージのところと同じ文言になっています。この部分も学級と学年ということが違うだけで内容については同じということで整理したのでしょうか。

(宮迫理事兼教育次長)

そうです。

(工藤教育長)

文言上は、学級と学年ということですが、より広くなるということで、まず最初は、自分のことをしっかりして、その上でより全体を見渡せるようになってほしいという流れで整理しています。

(松田委員)

まずクラス担任になり、次に学年主任になり、更には主幹教諭等になっていく流れからすると、分からなくはないです。

(宮迫理事兼教育次長)

ステージを意識して作成していますので、全体としてこのような構成になっています。

(松田委員)

この指標は特別な教員を指していなくて、あくまでも一般的な教員の指標ということからであれば、おかしくはないと思います。

(宮迫理事兼教育次長)

理想的な形は、年齢、経験ごとの役割を踏まえて、管理職を目指していただけることだと思います。そうでない方もいらっしゃると思いますが、普通の公務員とは違った育成指標になりますし、人事評価についても踏まえた上で、このような指標を設定したところです。

(林職務代理者)

法律では、文部科学大臣の定めた指針を参酌して作成するという事になってはいますが、「九州地区教員育成指標研究協議会」が作った「指標」モデルは全国的に似たようなものになっているのでしょうか。それとも九州と北海道では、全く違うものになっているのでしょうか。

(法華津教育人事課長)

他の地域の指標モデルについては承知しておりませんが、それぞれ地域の特性はあるものの、概ね同じようなものになっているものと推察しています。

(工藤教育長)

「芯の通った学校組織」に関する事などは、まさに本県独自のものです。

(宮迫理事兼教育次長)

「コミュニケーション能力」の追加も、本県独自のものです。

(工藤教育長)

それでは、第2号議案の承認についてお諮りいたします。第2号議案について、承認される委員は挙手をお願いします。

(採 決)

(工藤教育長)

第2号議案については、提案どおり承認します。

第3号議案 平成30年度大分県公立学校教職員定期人事異動方針等について

(工藤教育長)

続いて、第3号議案「平成30年度大分県公立学校教職員定期人事異動方針等について」提案しますので、法華津教育人事課長から説明いたします。

(法華津教育人事課長)

第3号議案「平成30年度大分県公立学校教職員定期人事異動方針等について」説明いたします。

この人事異動方針、それに基づく人事異動実施要綱につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第38条に定められている県費負担教職員の標準的な在職期間、任用に関する基準を任命権者である大分県教育委員会が規定するものであります。

2ページをご覧ください。始めに、平成21年度以降の人事異動方針等の変遷・概要（市町村立学校）について説明します。

平成20年度の不祥事を受けた調査結果報告書の中で、教職員の広域人事の推進などのほか、教職員人事計画の見直しについて言及がありました。これを受け、21年度人事異動方針を全面改定し、教職員人事に関する情報管理の徹底、職員団体や教育団体等外部からの要請排除、人事異動実施に係る留意事項の見直しなどを行いました。また、23年度には、それまでの「教職員人事計画」を廃止し、人事異動方針に基づく「人事異動実施要綱」を新設しました。この廃止・新設の観点は、教職員が切磋琢磨する環境の醸成でございまして、人材の育成と活用、校長のリーダーシップの確保、教職員の意識改革に、現在まで取り組んできているところです。

以下、主な取組事項としては、24年度に新採用から概ね10年以内の若年期に3つ以上の人事地域を経験させるという若年期教職員の広域異動のあり方について規定し、全県的な教育水準の維持向上、若年期の人材育成に取り組むこととしました。28年度からは人事評価結果を人事に活用するだけでなく、適切に給与へ反映することとし、査定昇給、期末・勤勉手当への反映を始めたところです。

3ページの県立学校でも同様に小・中学校の教職員人事計画に相当する県立学校人事異動要領、特別支援学校人事異動要領を定めていましたが、23年度に廃止し、人事異動方針に基づく人事異動実施要綱を策定しました。基本的には、小・中学校と同様の考え方で、適材適所の人事を進めるという形で現在に至っております。

それでは、「平成30年度大分県公立学校教職員定期人事異動方針案について」ご説明いたします。4ページから9ページまでは、今年度の人事異動方針、実施要綱を、10ページからは新旧対照表になります。

10ページをご覧ください。人事異動方針の新旧対照表の右側が30年度の異動方針（案）となります。

まず、「第1 基本方針」については、後段の年度変更のみであります。引き続きこれら基本方針に基づき、30年度の定期人事異動に取り組みます。

次に「第2 人事異動」についてですが、「1 校長及び教頭等への

登用」について変更事項はございませんが、学校改革に取り組む意欲に富んでいる者の登用を図って行きます。

「2 新採用」については、年度の変更のみです。

1 1 ページをご覧ください。

「3 転任等」では、既に規定しているとおりの、校種間交流の推進を図ることとしており、昨年度は、高等学校保健体育科教員の中学校への異動などに取り組みました。来年度につきましては、平成32年度からの小学校外国語教科化に向け、中学校英語教員の小学校への異動を考慮した計画的な採用数の増を図るとともに、高等学校英語教員の中学校への異動を推進したいと考えています。

「第3 副校長、主幹教諭、指導教諭の配置」では、前回の教育委員会で協議いただきました「県立学校における主幹教諭の任用方法について」選考試験を廃止し、人事評価結果等を踏まえ適任者を配置することについて記載したものです。

また、指導教諭の任用方法につきましては、今回から市町村立学校におきましても選考試験を廃止し、県立学校と同様人事評価結果等を踏まえ、適任者を配置することとします。

「第4 退職」については、昨年度と変更ありません。

「第5」として、新たに降任について規定しました。これは、先ほど説明しましたとおり、主幹教諭、指導教諭の選考方法を従来の手上げ方式から人事による任用に変更することなどを踏まえ、降任については、既に策定している希望降任制度実施要綱に定めるところにより行うことを異動方針に明記することとしたものです。

続きまして、12 ページは「大分県市町村立学校教職員定期人事異動実施要綱」です。29年4月より県内初の義務教育学校となる大分市立碩田学園が設置されたことに伴い、実施要綱の名称を「大分県公立小・中学校教職員定期人事異動実施要綱」から「大分県市町村立学校教職員定期人事異動実施要綱」に改め、本文について関係する箇所の変更を行いました。

最後に13 ページをご覧ください。大分県立学校教職員定期人事異動実施要綱です。

「(5) 留意事項」の⑥については、高等学校における特別支援教育の充実を図るため、これまでも人事交流を行ってきていますが、一層の専門的知識や技能の修得を図るため、高等学校から特別支援学校へ異動した教員で特別支援学校の免許を有しない者は、原則2年以内に免許を取得させることとしたものです。

また、特別支援学校において学部の管理マネジメントを担う学部主事について主幹教諭を充てることとし、危機管理等、特別支援学校の組織力の強化を図ってまいります。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(工藤教育長)

ただいま説明のありました議案について、審議を行います。ご質問・ご意見のある方はお願いします。

(松田委員)

再任用や再雇用を希望した者については、任用することですが、中には再任用や再雇用に相応しくない方も断れずに任用されている実態があるということを知りました。教育現場において保護者や生徒から信頼のない方が再び任用されることには問題があると思います。任用にあたり試験などはあるのでしょうか。

(法華津教育人事課長)

原則として希望する者については、勤務成績不良の者を除いて再任用しなければならないとされており、委員が言われたことについては難しいと思います。

(宮迫理事兼教育次長)

定年退職する前に正規職員として任用できていたことを前提に再任用を行っています。病気で勤務できない者などを除き、基本的に再任用を希望する者については再任用することになります。なお、再任用は1年ごとの任用ですので、毎年度勤務成績の評価を行うなどチェックを行っているところです。

(岩崎委員)

新採用教員の条件付き採用期間中の1年間の勤務成績を一層精査し、正式採用にあたりきちんと審査すると、松田委員が言われたようなことも避けられるのではないのでしょうか。

(法華津教育人事課長)

教育公務員は1年間の条件付き採用となり、正式採用にあたり勤務成績の判定を行っています。また、採用段階においても教育委員会事務局の職員だけでなく、民間の経営者、学校評議員などの方々の目を通して、適性のある教職員の採用に努めているところです。

(工藤教育長)

再任用と再雇用の定義と任用の法的根拠の説明をしてください。

(法華津教育人事課長)

正規職員として任用する再任用、非常勤職員として任用する再雇用をあわせて県の再雇用制度としています。任用の考え方は地方公務員法に規定されており、希望する者を再任用ということが任命権者には義務づけられています。

(工藤教育長)

先ほど説明しましたように、前職が教員で再任用を希望する場合は再任用しないといけないことが法に定められていることから、松田委員が言われたようにすることは難しくなっています。

また、県立学校の場合は再任用の場合には教科も決まりますので、その中で埋めていかないといけなくなります。退職後の教員を指導することは難しい面もございますので、退職前に出来るだけスキルをあげてもらおうよう取り組む必要がございます。

(岩崎委員)

学校の教員は児童生徒に対して教育・指導をしなければならない業務ですので、教育委員会としては、教員を評価することが難しいことはわかるのですが、一定の事情がある場合は分限も視野に入れながら評価することを検討する必要もあると思います。

(松田委員)

今まで上司だった者を再任用の教員として任用した場合に管理職を差し置いて勝手に他の教員の指導までしてしまう方もいます。そのようなことで混乱する実態もあるのではないですか。

(宮迫理事兼教育次長)

教員として再任用される場合には、学校でのポジションを意識して仕事をしてもらうことが大事ですので、任用する際にはこの点につきましてもしっかり話をしていきたいと思います。

(工藤教育長)

それでは、第3号議案の承認についてお諮りいたします。第2号議案について、承認される委員は挙手をお願いします。

(採 決)

(工藤教育長)

第3号議案については、提案どおり承認します。

【報 告】

①大分県いじめ防止基本方針の一部改定について

(工藤教育長)

続いて、報告第1号「大分県いじめ防止基本方針の一部改定について」宗岡参事監兼学校安全・安心支援課長から報告いたします。

(宗岡参事監兼学校安全・安心支援課長)

報告第1号「大分県いじめ防止基本方針の一部改定について」ご報告いたします。

1ページをご覧ください。「1 改定の理由」にありますように、今回の改定は、「いじめ防止対策推進法」附則第2条第1項の規定に基づき、国が行った「いじめの防止等のための基本的な方針」の改定、並びに、「大分県立学校いじめ対策委員会条例」の施行に伴い、「大分県いじめ防止基本方針」の一部改定を行うものであります。

「いじめ防止対策推進法」附則第2条第1項には、「この法律の施行後3年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする」とされ、平成29年3月14日に国の「いじめ防止基本方針」が改定されております。

「いじめ防止対策推進法」第12条では、「地方公共団体は、いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるよう努めるものとする。」と規定されており、大分県では、国の「いじめ防止基本方針」に基づき、平成25年4月16日に「大分県いじめ防止基本方針」を策定しております。

「大分県いじめ防止基本方針」は、「大分県いじめ問題調査委員会条例」が施行されたこと等に伴い、平成28年4月1日に一部改定を行っております。

今回の国の「いじめ防止基本方針」の改定及び「大分県立学校いじめ対策委員会条例」の施行に伴い、2ページの「4 「大分県いじめ防止基本方針」の主な改定内容」に掲載しております7項目について改定がありましたので説明いたします。

3ページ以降にある「新旧対照表」をご覧ください。3列ありますが、一番左の列が、国の改定内容、真ん中の列が、「大分県いじめ防止基本方針」の改定後の本文、一番右の列が、改定前の本文となります。

2ページの①についてでございますが、4ページの下段をご覧ください。いじめの定義の解釈の明確化についてです。これまで、「けんかは

除く」として「けんか」についてはいじめとして扱われていなかったことから、けんかやふざけ合いであっても、その背景にある事情や、児童生徒が感じる被害性に着目して、いじめに該当するか否かを判断する必要があると示しています。

次に②についてです。9ページ下段から10ページにかけてご覧ください。学校評価、教員評価に関して、いじめの有無やその多寡のみで評価するのではなく、いじめ防止対策の取組状況について、迅速適切に情報が共有され、組織的な対応がなされているか、学校いじめ防止基本方針に基づく取組がなされているかを積極的に評価するよう促すこととしております。

次に③についてです。17ページ下段から18ページにかけてご覧ください。教職員はいじめの情報を入手した場合は学校いじめ対策組織に報告し、共有する義務がありますが、いじめの情報を教職員が抱え込むことが、「いじめ防止対策推進法」第23条第1項に違反するとともに、懲戒処分の対象となり得るということを改めて示しています。

次に④についてです。19ページから20ページにかけてご覧ください。これまで「いじめの解消」の定義がありませんでしたが、新たに2つの要件を定義としました。

1つは、「いじめに係る行為が止んでいること」です。「いじめに係る行為が止んでいること」とは、行為が「相当の期間」継続して止んでいることとし、少なくとも3ヶ月を目安としています。もう1つは、「いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと」です。学校はいじめを受けた児童生徒本人や保護者に対し面談等により確認することとしており、いじめが解消に至るまで、いじめを受けた児童生徒を徹底的に守り通す責任があることが示されています。

次に⑤についてです。15ページ下段から16ページにかけてご覧ください。学校として特に配慮が必要な児童生徒への対応について、「発達障がいを含む障害のある児童生徒」、「海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童生徒」、「性同一性障がいや性的指向・性自認に係る児童生徒」、「東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒」等をあげて、教職員への正しい理解の促進やその対応について示しています。

次に⑥についてです。20ページ下段から21ページにかけてご覧ください。児童生徒や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった時は、重大事態が発生したものと報告・調査等に当たることを徹底させるため、改めて留意点を明記しています。

次に⑦についてです。8ページをご覧ください。今回、「大分県立学校いじめ対策委員会条例」が施行されたことに伴い、「いじめ防止対策推進法」第14条第3項に規定する「大分県教育委員会の附属機関」で

ある第三者委員会について、その設置、委員の構成、審議内容について示しています。

その他、表現の齟齬の修正、名称の変更等についても、「新旧対照表」にあるように、改定を行っております。以上、「大分県いじめ防止基本方針の一部改定について」ご報告を終わります。

(工藤教育長)

ただ今説明のありました報告につきまして、ご質問・ご意見等のある方はお願いします。

(松田委員)

スクールカウンセラーとして11年間学校で勤務した時に気がついた事ですが、学校は情報共有を非常に大事にして事例検討会議等をやるのですが、個人情報保護法の観点から他の生徒や関係のない保護者に情報が漏れるのを怖れています。個人情報保護法を踏まえた情報共有について説明してあげると、その後はとても活発に情報共有が行われているようです。教員の方はそれぞれが学級の責任者という立場であることから、自分とカウンセラー、校長、教頭との連携は取れるんですが、いじめや不登校の問題で児童生徒の個人名を学校の全教員と共有することについて難色を示すことがありますので、研修等でもっと情報共有しても大丈夫です、先生方は安心して事例検討会を行い、保護者対応も出来ますというような情報発信もいるのではないかと思います。

(宗岡参事監兼学校安全・安心支援課長)

基本方針について、広く周知を行い、学校もこれに沿った改定をしていただきたいと思います。今、松田委員が言われた個人情報保護の関係ですが、このことについては当課に電話で相談があります。いじめの場合は被害と加害のそれぞれの保護者に情報共有の措置をすることになっています。確かに学校の先生方はその部分で悩んでおられて相談にきますので、そこにしっかりと支援していきたいと考えています。

(松田委員)

学校組織に弁護士を入れる学校も増えてきています。法律の専門家を組織に入れると、先生方も安心できるのではないのでしょうか。

(岩崎委員)

いじめ防止対策推進法の第23条1項は、「通報その他の適切な措置をとるものとする」という規定になっています。今回これに違反した場合は懲戒処分の対象になり得ると明記されています。学校の先生方にと

って非常に厳しいという意見もあるかもしれませんが、一方で、これまで先生方が抱え込んで非常に悩んでいたことを、早く関係機関に報告することによって、より広い方々の知恵をいただき、早期の組織的対応をすることによる解決へと繋がるという積極的評価をする意見もあるのではないかと思います。

私は、今回の改定は、いじめ問題を早期に解決するための大きな改定だと考えています。先程学校現場の方に周知すると言われましたが、特にここの部分について、学校の先生方、特に担任やいじめ・不登校の担当されている先生方に、この方針のとおりにすることでより悩まなくて済むようになるということ、この方針に積極的に沿うことが多くの方々の支援を受けて早期に組織的解決ができるようになるのだということ、を強調していただければと思います。

(高橋委員)

松田先生の話も分かりますが、一番最初に情報が早く流れるのは、父兄の間や生徒間だと思いますので、それをどこまで教員が制御できるかというのがちょっと心配になるところです。

(宗岡参事監兼学校安全・安心支援課長)

今、LINE等を使って、非常に情報が早く回ります。逆に捉えると、情報が回るので、例えば、いじめられていると本人が言い出せないことが、その中の噂等で教員の耳に届くということもあります。問題は教員がそれを把握した時に学校の中で対処できずに、あるいは教員が抱え込んでしまい、それがどんどん広まってしまうと、対応が難しくなりますので、先程の岩崎委員の話と関連しますけれども、情報をキャッチした段階ですぐに学校はいじめであってもなくても行動を起こし、情報の流れをいち早くくい止めるということも必要と思います。先程の懲戒処分等も含めて、早期対応につなげていきたいと思います。

(高橋委員)

スピード感が一番大切だと思いますので、早急に対応できるようにしていただきたいと思います。宜しくお願いします。

②共同運航実習船の船名等の公募について

(工藤教育長)

続いて、報告第2号「共同運航実習船の船名等の公募について」姫野高校教育課長から報告いたします。

(姫野高校教育課長)

報告第2号「共同運航実習船の船名等の公募について」ご説明します。
香川県との実習船共同運航にあたり、新造する大型実習船の船名等の公募を行います。

公募する内容は、船名、ファンネルマーク、ワンポイントデザインです。

2ページをお開きください。ファンネルマークは煙突カバーにつけるマーク、ワンポイントデザインは、船の側面のアクセントになります。

1ページの選定における視点でございますが、共同運航の目的にふさわしいものであること、特徴的な地名など一方の県に偏ったものは避けるなど4点ございます。

公募期間は平成29年11月6日（月）から11月27日（月）までで、一般の方にも広く呼びかけます。

「5 選定委員会」にございますように平成30年1月には、両県学識経験者等による選定委員会を設置し、年度末までに選定結果を発表する予定です。報告は以上です。

（工藤教育長）

ただ今説明のありました報告につきまして、ご質問・ご意見等のある方はお願いします。

（松田委員）

愛媛国体の時、香川県の教育長とお会いしましたが、「更により良い交流ができたらいい。いつでも香川県に来てください。」と言われました。両県知事の交流もうまくいく、明るいニュースだなと感じました。

（高橋委員）

ファンネルマークは香川県と大分県を共有するようなデザインを採用するのでしょうか。それとも煙突の両脇に各県にちなんだものをそれぞれ載せるのでしょうか。

（姫野高校教育課長）

先に名付けられた山口・福岡・長崎の3県の共同実習船は、「協同」・「共同」・「共感」を英語で表記した際に共通となる「C」をモチーフにしたものとなっております。

船名の公募と同じで、協力・共同などの意味合いを込めるようなデザインを採用したいと思っています。もちろん両県に関係するデザインが1つのマークに入り込む案もあるかと思えます。

③「おおいた教育の日」推進大会について

(工藤教育長)

続いて、報告第3号「「おおいた教育の日」推進大会について」阿南社会教育課長から報告いたします。

(阿南社会教育課長)

報告第3号「「おおいた教育の日」推進大会について」ご説明します。

1 ページをご覧ください。この推進大会の目的は、「おおいた教育の日」の趣旨を広く県民に周知し、学校、家庭及び地域社会が一体となった取組を推進するものです。

「2 テーマ」ですが、第1回からの共通テーマが「手をつなぎ 広げていこう 教育の輪」です。今年度の年間テーマは、「教育のまちづくり～『学びの21世紀塾』に学ぶ～」でございます。

「4 日時」は11月1日(水)13時から16時、「5 場所」は豊後高田市香々地公民館にて開催します。本年度は第13回となります。

大会スケジュールを説明します。7の「次第」をご覧ください。

第1部では開会行事ならびに「おおいた教育の日」エッセーの入賞者の表彰、各部門の最優秀賞3点の朗読を行います。

第2部の前半では、学習成果発表として豊後高田市立高田中学校の生徒による「Bon Dance」、実践発表として豊後高田市立田染中学校による「伝統文化教育実践記」を行い、豊後高田市の生徒の活躍する姿を参加者へ紹介いたします。

第2部後半では、大分県出身で一般社団法人落語協会会長 柳亭市馬さんに落語を通して教育に対する思いをお話していただく予定です。

「6 参加者」でございますが、県民、学校教育、社会教育関係者など約800人を目標にしています。

2ページをご覧ください。

本年、作品テーマを「私が学んだこと」とし、7月3日(月)から9月4日(月)まで募集しました。エッセーの募集は、「小学校の部」、「中学校・高等学校の部」、「大学等・一般の部」の3部門で行ったところです。

応募数は上段の表のとおり、小学校の部266、中学校・高等学校の部1,345、大学等・一般の部80の総計1,691でした。

年度ごとの数は中段に校種別で記載しております。()は参加学校数です。全部門の総計では、過去最多の応募となりました。

審査につきましては、10月2日(月)にエッセー審査委員会を行い、大分県教育の日推進会議の参加団体役員などから成る15名の委員の皆様様に慎重に審査いただきました。各部門で最も得点の高かったものから、最優秀賞1名、優秀賞2名の合計9名を決定しました。

3ページ及び4ページをご覧ください。

小学校の部最優秀賞は豊後高田市立桂陽小学校6年土谷百合花さんです。作品のタイトルは、『あいさつの大切さを教えてくれたおじさん』です。中学校・高等学校の部最優秀賞は、大分東明高等学校2年佐藤亮太さんでタイトルは『家族』です。大学等・一般の部は、朝日容子さんでタイトルは『先生』です。以下、優秀賞は、ご覧のとおりです。

なお、学校賞は、全校をあげた取組が高く評価された、東九州龍谷高等学校、豊後高田市立河内中学校、豊後高田市立三浦小学校の3校が選出されました。

受賞者については、「おおいた教育の日」推進大会の第1部で表彰し、最優秀作品はご本人による朗読をしていただく予定です。

また、入賞作品は、大会プログラム冊子や大分県教育委員会ホームページに掲載して、広く県民に紹介する予定です。

5ページには、今大会のポスターを掲載しております。

以上、11月1日に開催いたします、「おおいた教育の日推進大会」についてご報告します。

(工藤教育長)

ただ今説明のありました報告につきまして、ご質問・ご意見等のある方はお願いします。

(林職務代理者)

「Bon Dance」というのはオリジナルのものなのでしょうか。それとも高田の草地踊りを踊るのでしょうか。

(阿南社会教育課長)

「Bon Dance」は高田中学校が県の選択無形民俗文化財である「草地踊り」を基にアレンジし、現代的なダンスに創作し踊るものです。

(林職務代理者)

歌はそのままダンスをアレンジするのでしょうか。

(阿南社会教育課長)

はい。ダンスをアレンジしております。毎年、豊後高田市では8月に高田観光盆踊りを開催しており、今回発表する高田中学校はそこで5連覇を達成しています。

(工藤教育長)

それでは、先に非公開と決定しました議事を行いますが、その前に、公開でその他、何かございませんか。

では、非公開の議事を行いますので、関係課長のみ在室とし、その他の課室長及び傍聴人は退出してください。

(関係課以外及び傍聴人退出)

【議案】

第1号議案 大分県教育実践者表彰について

(工藤教育長)

それでは、第1号議案「大分県教育実践者表彰について」提案しますので、能見教育改革・企画課長から説明いたします。

(説明)

(工藤教育長)

ただいま説明のありました議案について、審議を行います。ご質問・ご意見のある方はお願いします。

(質疑・意見等)

(工藤教育長)

それでは、第1号議案の承認についてお諮りいたします。第1号議案について、承認される委員は挙手をお願いします。

(採決)

(工藤教育長)

第1号議案については、提案どおり承認します。

第4号議案 教職員の懲戒処分について

(工藤教育長)

次に、第4号議案「教職員の懲戒処分について」提案しますので、法華津教育人事課長から説明いたします。

(説明)

(工藤教育長)

ただいま説明のありました議案について、審議を行います。ご質問・ご意見のある方はお願いします。

(質疑・意見等)

(工藤教育長)

それでは、第4号議案の承認についてお諮りいたします。第4号議案について、承認される委員は挙手をお願いします。

(採 決)

(工藤教育長)

第4号議案については、提案どおり承認します。

(工藤教育長)

それでは、最後にその他、何かございますか。

それでは、これで平成29年度第14回教育委員会会議を閉会します。
お疲れ様でした。